

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6750)
処分担当名	当該有料施設を所管する公園事務所または公園緑化部調整課 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所
処分の名称	都市公園の有料施設の使用許可
概要	都市公園の有料施設の使用許可について規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第9条の6において読み替えられた第9条の2 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、有料施設の使用を許可することができません。 大阪府公園条例第9条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき (2) 施設または附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき ◎使用する施設に応じて、次の要件を満たすことが必要です。 (1) 野球場・運動場 中島野球場(中島野球場及び中島第2野球場)以外の野球場・運動場では、硬式野球・準硬式野球用のボールを使用してはならない。(南港中央野球場は都市公園の代行施設(参照:建設-条申-22))
標準処理期間	即時
経由日数	—
提出先	当該有料施設を所管する公園事務所
提出時期	随時
提出方法	当該有料施設を所管する公園事務所へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	当該有料施設を所管する公園事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考(参考)	